

## 会 議 録

会議名 (審議会等名)		第 1 回 相模原市防災会議「防災条例検討部会」				
事務局 (担当課)		危機管理室				
開催日時		平成 2 5 年 3 月 2 5 日 ( 月 ) 午後 1 時 0 0 分 ~ 3 時 0 0 分				
開催場所		相模原市役所本館 第 1 特別会議室				
出席者	委員	1 2 人 ( 別紙のとおり )				
	その他					
	事務局	6 人 ( 危機管理室長、他 5 人 )				
公開の可否		可	不可	一部不可	傍聴者数	0 人
公開不可・一部不可の場合は、その理由						
会議次第		1 開会 2 委員あいさつ 3 防災条例検討部会の位置づけ 4 座長及び副座長の選出 5 議事 ( 1 ) 本市の防災対策について ( 2 ) 防災条例の制定の趣旨・考え方 6 その他 7 閉会				

主な内容は次のとおり。( は委員の発言、 は事務局の発言)

## 1 開会

部会を開催するにあたり、事務局の紹介とあいさつを行った後、会議資料について説明した。

## 2 委員あいさつ

各委員から自己紹介がされた。

## 3 防災条例検討部会の位置づけ

事務局から防災条例検討部会の位置づけについて説明した。

## 4 座長及び副座長の選出

事務局から説明の後、委員から事務局一任との意見があり、事務局から提案し、委員の賛同を得て座長に市川宏雄委員、副座長に武井弘吉委員を選出した。

## 5 議事

事務局から会議の公開の取扱について説明した。

全委員承認後、傍聴希望者の有無について座長から確認され、事務局より傍聴希望者がいない旨報告した。

### (1) 本市の防災対策について

事務局から本市の防災に係る計画等の体系と平成25年度の主な事業について説明した。

### (2) 防災条例の制定の趣旨・考え方

事務局から防災条例制定にあたり、方向性、実施体制、課題、主なスケジュール等について説明した。

## 6 その他

委員により意見交換がされた。

神奈川県地震災害対策推進条例が間もなく施行されるが、本市が制定する防災条例との関係性は、

県条例と整合を図ることは、本市条例の制定に当たっての前提の一つであると考えている。

条例の対象は地震だけか。水害などは含まれないのか。

現時点では、大規模災害全般を念頭に置きたいと考えている。

子どもの命と安全を守る観点から学校の危機管理について研究を行い、学校に避

難所が開設された際の学校側の支援・協力に当たっての留意点とともに、緊急地震速報を受信できるシステムの設置の重要性などを議論した。学校がいざという時に、地域と連携しながら大きな役割を果たすことについて、教職員として心構えを持っている。こうしたことを条例の中で位置付けられるといいと考える。

条例の視点として、予防措置や避難訓練に関する事など、条例を作ったのちにそれを実行するための日ごろからの活動に繋がっていくものを入れた方がいいと考える。

責務について、その行動をどのように表すのかについては、平常時と非常時、両方必要になると思うが、事務局の考えは。

平常時、発災時の減災、復興という視点については、現時点では想定をしたいと考えている。

相模原市の特徴として、住宅密集地域、マンション等が隣接している地域、山があり人家が離れている地域という3つの特徴がある。そういった視点から防災を考えると責務も地域によって違ってくるのではないかと。

昨年の地域防災計画の見直しでは、相模原市が抱える側面というのを念頭に修正をした。今後、国の被害想定等に基づき相模原市の被害想定を出すことになるが、条例の検討も一体となって進めていくことになる。

防災条例が実効あるものとするためには事業所の消防計画の中に条例の内容が入り込まなければならないのではないかと。そういう理念を入れるということならば、消防部局との連携が必要となってくると思う。

条例は地域防災計画の様々な取組を担保するという役割を担うと想定している。消防局と連携を取り、必要に応じて反映させることについては検討したい。

地域では防災訓練を行っているが、それぞれの地域が持っている弱点は違うので、そこにあった訓練を市が指導するとか、課題点や弱い部分を指摘してもらえよう、そういう部分で市に係わって欲しい。

条例に市の責務が位置づくのは想定している。例えばそれぞれの地域に適合した訓練の指導に努めるといった形で書き込むことは可能である。

責務は重要な規定だが総則的になるので、今言われたような規定を入れるのであれば、きちんと中身に書いた方がいい。どのように市、市民があるべきなのかということは責務だが、それに伴いどのような行動をするのかを求めるのであれば、別に条を立てて書かなければいけない。責務はあくまで責務。義務ではない。だから責務に書くよりも具体的に規定した方がいいと思う。

災害時要援護者の情報に関する問題は大切で、地域でボランティア活動がされているが、情報がないから取組みようがないとどこに行っても言われる。できれば明確にして、きちんとこのような情報管理をすればいいというのを、具体的には条例の下に規則はつくるにしても、そのきっかけになる条例にしてあげた方がいい。

現在、地域で抱えている災害時要援護者の情報と、市だけで抱えている情報があ

り、それが個人情報保護法で、いざとなった時にそういう情報をどういう形でどこにまわすか、本当にまだ全然見えないし、実際そこが課題になっている。

先ほど、地域によって状況が違うことについて意見があったが、そのような地域の取組みについて条例でフォローできないか。ある自治体では地区ごとに防災計画を作る地区防災計画の作成を条例で位置づけている。このように、理念にとどまらず、実体的なものをどれだけ条例として検討できるかは課題である。

自主防災隊は、法的な位置づけのある組織ではない。こういう組織があって、地域の防災、減災に通じるということならば、もう少し突っ込んだ組織づくりの基本概念があっていいのではないか。

自主防災隊が何をするのかということは、条例のレベルではなく、相模原市としてどうするかということではないのか。

私が住んでいる地区は、自治会加入者の割合が非常に低い。地域の半数しか自治会に入っていないということは、自治会や自治防災隊が中心となる防災訓練に参加する人も全体の半数しかいないということが非常に問題だと思う。条例で何とかフォローできればと思う。

集合住宅は割と住民がまとまりやすいという気がする。マンションで自治会を組織しているところもある。例えばごみの話では、自治会に入っていないが、市民税は払っているから自分たちのごみも持っていけと言う。まさにそのとおりだと思うが、防災に関してもそういう話が危惧されるということをお願いしたい。

自治会の組織率の問題はどこの市でも抱えていて、もっと壊滅的な場所もある。その場合の共助は、もはや自治会ではなく、そもそもコミュニティがどうするかという話だと思う。条例が万能ではなく、地域防災計画の自助・共助を実行するための手段としているので、はじめから完璧にならないとは思いますがそれでも期待を込めて検討したい。

会社の防災対策についても、走りながら取り組んでいる部分が多々ある。市民を守る、そして事前に何をするのかということを検討していくとなると、今日を含めて4回予定されているこの部会が大事な時間になると思っている。私たち企業としても、災害が起きたら、その時は近隣の人を含めた対応をする必要があると思うので、役に立てればと思っている。

防災というのは本当に難しいところがあり、細かく具体的なことはたくさんあると思うが、条例の中にどういう文言を入れておいたらこれは機能するかということになると、わからないところもある。

## 7 閉会

次回は4月末から5月初旬頃の開催を予定している。

## 防災条例検討部会 委員出欠名簿

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	市川 宏雄	明治大学専門職大学院長 公共政策大学院ガバナンス研究科長 Ph.D(都市政策、都市地域計画)	座長	出席
2	武井 弘吉	相模原市自治会連合会理事	副座長	出席
3	大谷 静子	特定非営利活動法人 男女共同参画さがみはら 代表理事		出席
4	田所 洋子	社会福祉法人 相模原市社会福祉協議会理事		出席
5	田口 泰子	相模原市公立小中学校長会役員		出席
6	阿部 健	相模原市危機管理監		出席
7	出石 稔	関東学院大学法学部教授		出席
8	鈴木 勇次	防災専門員(上溝地区)		出席
9	西本 敬	特定非営利法人 相模原ボランティア協会		出席
10	松井 潤	キャタピラージャパン株式会社 相模事業所総務・法務室長		代理 出席
11	菱中 了儀	公募委員		出席
12	堀口 眞	公募委員		出席